

議案第32号平成23年度病院事業会計暫定予算に対する付帯決議

生駒市病院事業の設置等に関する条例に基づき生駒市立病院事業を進めるに当たっては、市民の意向、とりわけ病院周辺の地元住民の意向を踏まえ行うことが重要である。特に、実施設計については、この業務を始めるに当たり、市民の意向やこれまでの議会審議を踏まえて進めることを強く求めるとともに、業務執行の過程において、十分な説明責任を果たすことを求める。また、入札手続きにおいても二度と今回のような不祥事を繰り返さぬよう厳格な審査体制のもと進めなければならない。

さらに、事業の執行に当たっては、市立病院の基本方針となる基本協定書を速やかに指定管理者と締結することが必要であり、そのことが市民にとっても市立病院の持つ基本的な性格を認識し、この事業に対する一定の信頼を得ることになるものである。同時に、適正な規模の病院建設を行うことにより、建設コストの縮減を図る等の事業を総点検すること、及び、それを市民と議会に対し適時明らかにすることにより、この事業の透明性と財政負担の軽減に取り組むことを求める。

最後に、開院までの間、地域の医療機関等と密接に協議し、信頼関係の回復、醸成を図り、病診連携及び病病連携の推進、市民が信頼できる地域医療体制の構築を図ることを強く求める。

平成23年3月30日

生 駒 市 議 会